

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令	(イ) <input type="checkbox"/> 第41条	特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 (a) <input type="checkbox"/> 新築されたもの (b) <input type="checkbox"/> 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c) <input type="checkbox"/> 新築されたもの (d) <input type="checkbox"/> 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (e) <input type="checkbox"/> 新築されたもの (f) <input type="checkbox"/> 建築後使用されたことのないもの	} ※①
	(ロ) <input type="checkbox"/> 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)		

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

大山崎町長 様

申請者(所有者)	住所	
	氏名	(印)
	連絡先Tel	
代理人	住所	
※申請者自身による申請の場合は記入不要	氏名	(印)
	連絡先Tel	

家屋所在地	京都府乙訓郡大山崎町字	小字
建築年月日	年 月 日	※(イ)の(a)及び(c)又は(ロ)をチェックした場合に記入
取得年月日	年 月 日	※実際の取得の日を記入
取得の原因	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 競落	※移転登記の場合にチェック
申請者の居住	<input type="checkbox"/> 入居済 <input type="checkbox"/> 入居予定	※予定の場合は申立書を添付
床面積	㎡	
構造 ※ ②	家屋番号	
区分建物の耐火性能※③	<input type="checkbox"/> (1)耐火又は準耐火 <input type="checkbox"/> (2)低層集合住宅(住宅金融公庫又は国交省が認定)	

- (備考)
- ※① (イ)又は(ロ)のうち該当する□にチェックを記入し、(イ)をチェックした場合は、さらに(a)(b)(c)(d)(e)(f)のうち該当する□にチェックを記入する。
 「特定認定長期優良住宅」の場合は、「申請書」及び「認定通知書」の写しも必要。
 「認定低炭素住宅」の場合は、「申請書」及び「認定通知書」の写しも必要。
 - ※② 「構造」の欄は、建築後20年超25年以内に取得された家屋について申請する場合に、当該家屋の登記簿に記載された構造を記載すること。また、建築後25年を超過している建物は新耐震基準に適合していることを注書きする。
 - ※③ 「区分所有の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に該当するものをチェックする。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記簿に記載された構造が、石造・煉瓦造・コンクリートブロック造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものは(1)をチェックする。

[住宅用家屋証明申請用]

申 立 書

年 月 日

大山崎町長 様

住所

氏名

⑩

このたび私が {建築・取得} しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の居住の用に供するものに相違ありません。

記

1. 家屋の表示

所在地

家屋番号

2. 入居予定年月日

年 月 日

3. 現在居住している家屋の処分方法等

- ① 現住家屋を売却する。
- ② 現住家屋を賃貸する。
- ③ 現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等である。
- ④ 現住家屋に申請者の親族が居住する。
- ⑤ その他 ()

4. 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後にこの申立書に虚偽の記載があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。